

日本工業大学知的財産ポリシー

日本工業大学は、本学の建学の精神・理念に則り、本学が係る知的財産に関して、以下の原則と方針を定めるものとする。

1. 本学における工学教育実践と先進的研究により新たな知的財産の創作を目指す。
2. 前項により創作された成果であって、新たな価値創造と科学技術の発展に寄与すると考えられるものを知的財産権として保有し、保護、管理する。
3. 前項の知的財産権において、社会に対して有用と考えられるものは積極的に運用し、社会貢献に資する。
4. 前1～3項を適切に実行するために、日本工業大学職務発明等規程を制定する。
5. 前項を適切に運用するために、本学に知的財産管理部署を設置し、知的財産評価委員会を組織する。
6. 前1～5項の活動に当たっては、その状況を継続的に監視し、改善を図る。また、知的財産に関して教職員と情報共有する。加えて、教育活動も行う。